

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：03-3810-6069（午前8時30分～午後5時30分まで）

*ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2. 居宅介護支援事業所（名称）の概要

（1）居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社 介護ユアアイ
所在地	東京都荒川区西尾久7-15-4
介護保険指定番号	1371800168
サービスを提供する地域*	荒川区、北区、豊島区、足立区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

管理者（主任介護支援専門員） 1名

介護支援専門員（常勤職員で専従） 3名以上

（3）営業時間

平日	午前8:30～午後5:30
土・日・祭日 及び 12月29日～1月3日	は休み

*緊急連絡電話 070-6669-1891 24時間対応

■居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容■

- ①居宅介護支援利用申し込みの受付 → ②課題分析 → ③居宅サービス計画原案作成と支給限度確認・利用者負担計算 → ④サービス担当者会議による担当者間の調整 → ⑤居宅介護支援事業者によるサービスの調整 → ⑥利用者への説明と同意の確認 → サービスの提供

3. 利用料金

（1）利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねする為の交通費の実費が必要です。

（3）解約料

お客様のご都合により解約した場合、料金はいただけません。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護認定のための訪問調査・居宅サービス計画の作成・居宅サービス事業者との連絡調整等その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
地域と密着したきめの細かなサービスを提供していきたい。

5. 事故発生時、緊急時の対応方法

(1) 当事業所相談・苦情担当

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名： 氏名： 医師 電話 — —
緊急連絡先	様 (続柄) 電話 — —

6. 入院時における医療関係との連携

入院時に担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関に提供して下さい。

7. 虐待防止のための措置

「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、区市町村等との連携に努めます。

8. ハラスメント対策

ハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について、事業運営の基本方針として決定し職員と共有するとともに、それに基づいた取り組み等を行います。また、利用者や家族等にも周知し、ハラスメントを未然に防止します。

9. 感染症・災害・虐待対策の充実

感染症や災害への対応力を強化し、日頃からの発生時に備えた取り組みや有事を想定した業務継続計画〈BCP〉の策定等を推進します。また、虐待の未然防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するよう取り組みます。

10. 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターから紹介される支援困難ケースや中重度者への対応も可能なサービス提供体制を確保いたします。

1 1. 事例検討会や研修への参加

ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等を高める事例検討会や研修等に参加します。

1 2. 複数の事業所の紹介とケアプランの位置づけ

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めるのこと、また当該事業所とケアプランに位置付けた理由の説明を求めることが可能です。

1 3. 金品等の心付けについて

職員へのお茶やお菓子・お礼の品物等、お心遣いは固くお断りいたします。

1 4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情担当

介護ユーアイ 電話 03-3810-6069
ファックス 03-3810-6068

受付時間 8:30~17:30 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

(2) その他

①東京都国民健康保険団体連合会

担当窓口 介護保険部 相談指導課 相談窓口担当
電話番号 03-6238-0177
受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

②荒川区役所

担当窓口 介護保険課
電話番号 03-3802-3111
受付時間 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝祭日を除く)

1 5. 当事業所の概要

名称・法人種別 株式会社 介護ユーアイ
代表者役職・氏名 代表取締役 渡邊ひな子
所在地・電話番号 東京都荒川区西尾久7-15-4 TEL 03-3810-6069

定款の目的に定めた事業

介護保険法による下記の居宅介護支援サービス事業と営業所数

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 居宅介護支援事業 1ヶ所 | ② 福祉用具レンタル事業 1ヶ所 |
| ③ 訪問介護事業 2ヶ所 | ④ 通所介護事業 2ヶ所 |
| ⑤ 訪問看護事業 1ヶ所 | |

1 6. 当事業所の居宅介護支援の報酬と加算内容

(令和6年4月1日現在)

当事業所の居宅介護支援の報酬と加算内容は次の通りです。

・報酬 居宅介護支援費 I	
要介護 1・2	1, 086 単位/月
要介護 3・4・5	1, 411 単位/月
・特定事業所加算 II	421 単位/月
・特定事業所加算 III	323 単位/月
・初回加算	300 単位/月
・入院時情報連携加算 (I)	250 単位/月
・入院時情報連携加算 (II)	200 単位/月
・退院・退所加算 (I) イ	450 単位/回
・退院・退所加算 (I) ロ	600 単位/回
・退院・退所加算 (II) イ	600 単位/回
・退院・退所加算 (II) ロ	750 単位/回
・退院・退所加算 (III)	900 単位/回
・緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回まで)	200 単位/回
・通院時情報連携加算 (月1回まで)	50 単位/回
・ターミナルケアマネジメント加算 (1月につき)	400 単位/月
・看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	

17. その他

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業所>

事業所名 株式会社 介護ユーアイ
介護保険指定番号 東京都 1371800168
所在地 〒116-0011 東京都荒川区西尾久7-15-4

名称 株式会社 介護ユーアイ

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、尚、同意しました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<代理人>

住所 _____

氏名 _____